環保第１３８４号
令和８年１１月１２日

都市計画決定権者
大　分　県
代表者　大分県知事　佐藤　樹一郎　殿

大分県知事　佐藤　樹一郎

中九州横断道路（大分～犬飼）環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について

令和８年６月１６日付けで送付のあった環境影響評価準備書に係る環境影響評価法第４０条第２項の規定により読み替えて適用される同法第２０条第１項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

１　総括的事項

本事業は、大分市から豊後大野市に至る延長約１９ｋｍの道路を整備する事業であり、大分市と熊本市を結び、東九州自動車道に接続して広域的な道路ネットワークを形成する重要路線として、産業・観光・防災等の機能強化の観点から計画されている。

一方で、本事業は長大なトンネル構造や橋梁構造を伴い、広範な地域において生活環境、水環境、動植物の生息・生育環境への相当な影響が懸念される。

したがって、事業の実施にあたっては、下記の個別的事項の内容を十分に踏まえ、環境への負荷が可能な限り回避・低減されるよう事業計画の検討及び環境保全措置の徹底を図ること。また、供用開始までに長期間を要することから、現時点では予測し得ない環境保全上の支障が生じるおそれがある場合には、必要に応じて環境保全措置を講じること。

評価書の作成にあたっては、必要な修正や整理を行い、地域住民や関係機関に対し十分に分かりやすい図書とすること。

２　個別的事項

（１）大気質、騒音及び振動

ア　　事業の実施にあたっては、粉じん及び騒音が基準値等を超過すると予測される地点において、必要に応じて、散水や遮音壁の設置等の適切な措置を講じること。

イ　騒音の予測には不確実性が伴うことから、事業の実施段階においては、騒音の状況を把握し、予測値を上回る騒音が確認された場合などには、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。

ウ　騒音・粉じんの予測において、事業実施区域の掘削岩の種類を軟岩としているが、今後の調査・検討段階で、硬岩の割合が多くなるなど予測と異なる場合には、再度予測及び評価を実施し、環境保全措置を講ずること。

エ　多くの運搬車両が集中することにより、騒音及び振動への影響が懸念されることから、運行ルートや時間帯を可能な限り分散させる運行計画を策定すること。また、建設機械は、低騒音・低振動型建設機械を使用し、騒音及び振動の低減を図ること。

（２）水環境

ア　事業実施区域周辺での地下水のモニタリング調査にあたっては、工事実施の１年以上前から実施し、工事後も少なくとも１年間は調査を実施すること。また、周辺の井戸等の水利用実態等を勘案し、複数地点で観測孔を設定すること。

イ　大野川に設置する橋脚の工事の際は、魚類への影響を低減するため、仮締切工法による直接流水に接しない施工を行うとともに、汚濁防止膜等を設置することにより、濁水の発生及び拡散に留意すること。

ウ　仮排水溝、沈砂池、濁水処理施設等の設置にあたっては、近年増加傾向にある局地的な大雨を考慮して検討すること。

（３）地形及び地質

大規模な切土・盛土等を伴う工事の実施にあたっては、設計段階から周辺の地形改変に伴う土砂災害や水害等の誘発を防止するため、十分な安全確保及び防災上の配慮を行うこと。

（４）動物、植物、生態系

ア　洞穴性コウモリ類、猛禽類、オオイタサンショウウオ等について、工事の実施により生息環境等が保全されないと予測されていることから、繁殖期に配慮した施工時期の検討や段階的な施工等の保全措置を講ずること。特にオオイタサンショウウオ等の保護については、地元専門家等の最新の知見や助言を適切に聴取し慎重な調査及び保全措置を実施すること。

イ　植物の重要種のうち、シロシャクジョウ及びキンラン属等大部分または全ての個体が消失し保全されないと予測された種については、専門家の助言を踏まえ、現地保存の可能性を含めて、環境保全措置を慎重に検討すること。なお、移植後の事後調査にあたっては、専門家の意見を踏まえ調査期間を設定すること。また、事後調

査結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

ウ　土工区間が複数計画されていることから、生息地の分断に配慮し、カルバートやコルゲートパイプ等の設置により動物の移動経路を確保すること。

エ　外来種等の対策については、事業実施段階において、専門家の意見等を参考に、法面緑化に国内外来種を使用しないことを含め、外来種の侵入・拡散を防止するための具体的な対応を十分に検討するとともに、侵入が確認された場合には、必要に応じて適切な対応策を講じること。

（5）廃棄物等

約 230 万㎥に及ぶ建設発生土について、事業内利用や工事間流用の促進、再資源化の徹底により、発生量の抑制及び適正処理に努めること。

（6）文化財

埋蔵文化財包蔵地における直接改変の可能性が示されていることから、事業実施段階においては文化財保護法等に基づき、関係機関と十分な事前協議及び連携を図り、適切な措置を講ずること。

（7）景観

景観への影響は小さいと評価されているが、事業実施段階では関係市景観計画を踏まえて道路構造物や法面の形状・緑化を検討し、影響を低減すること。

（8）その他

動植物の移植結果等を記載した事後調査結果報告書は、環境影響評価法第 52 条に基づき、継続的に公開するよう努めること。